

令和元年度第12回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和2年3月17日

場所 十和田市役所別館1階会議室

令和元年度第12回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室
2. 開 会 日 時 令和2年3月17日(火) 午後2時02分
3. 閉 会 日 時 令和2年3月17日(火) 午後2時53分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
16番	中野均君	17番	米田一典君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(1名)

18番 山崎誠一君

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

- 報告第57号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第58号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第59号 競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

- 報告第60号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第61号 農地の転用事実に関する照会について
報告第62号 農用地利用配分計画の認可について
議案第76号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第77号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第78号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第79号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第80号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について
議案第81号 令和2年度十和田市農業委員会事業計画について

8. 議事録署名委員

11番 甲田 稔 君 13番 小川 正孝 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	今 泉 卓 也	事務局 次 長	高 橋 克 彦
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	根 岸 優 一
事務局 主 査	山 崎 和 也	事務局 主 査	中野渡 礼 央
事務局 主 査	椛 木 信 人	事務局 主 査	吉 田 武 範

10. 書 記

事務局 主 査 椛 木 信 人

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は18番 山崎 誠一 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年3月6日に告示招集いたしました、令和元年度第12回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。11番 甲田 稔 委員、13番 小川 正孝 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第57号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第57号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから4ページは、農地法によるものが15件で今後は、72番、74番、75番、79番、80番、86番は、賃借予定。73番、77番、81番、85番は、自ら耕作。76番、78番、82番、83番は、農地として管理。84番は、機構へ切替です。あっせんの希望はありません。次に5ページから8ページは、中間管理事業によるものが12件で今後は、37番、39番は、売買予定。その他は借人の変更です。32番から36番、40番から42番は、経営移譲予定です。協力金の返還はありません。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第57号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第58号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）9ページをお願いします。報告第58号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。10ページから17ページです。今回は23件で、142番は遺贈、その他は相続による所有権の取得です。あっせんの希望はありません。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。農地以外の用途になっているものは、145番、148番、149番、158番、162番の現況の一部は宅地です。155番の現況の一部は宅地及び雑種地です。157番の現況の一部は池沼です。140番の一部の農地は共有地です。151番と152番は同一の農地で、兄妹で2分の1共有するものです。なお、相続等を受けた農地が、農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第58号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第59号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）18ページをお願いいたします。報告第59号競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。19ページです。今回は4件で、令和元年度第10回総会議案第67号で、承認した案件で、許可書交付は、令和2年2月21日に行っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第59号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第60号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）20ページをお願いいたします。報告第60号公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。21ページです。今回は1件で、令和元年度第11回総会議案第69号で承認した案件で許可書交付は、令和2年3月6日に行っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第60号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第61号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）22ページをお願いいたします。報告第61号農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。23ページです。今回の照会は4件7筆で、現地調査は3月6日と16日に実施し、法務局への回答は3月9日と16日に行っています。46番は、十和田自動車学校の西側です。3筆一帯に、昨年11月まで昭和47年建築のアパートが建てられており、農地台帳及び税務課課税台帳ともに、現況宅地認定済であることから非農地と回答。47番は、三沢十和田線の高野税理士事務所から北に約170メートル先です。①は平成元年建築の住宅、②は昭和53年建築の車庫、どちらも農地にはみ出して建てられており、今年2月に分筆登記済み。どちらも30年以上宅地として利用されていることから非農地と回答。48番は、国道4号線沿いのローソン十和田池ノ平店から西に約100メートル先です。自己所有の用悪水路と市道に挟まれた細長い土地で、農地として利用が困難であると思われることから非農地と回答。49番は、薬王堂十和田元町店から北に約150メートル先です。令和元年5月の総会で非農地回答の報告済の場所で、現状の変化がないことから非農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第61号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第62号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）24ページをお願いいたします。報告第62号農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。令和元年度第10回総会議案第64号で承認されたものです。25ページから28ページです。賃借権の合計は12件、48筆、127,742平方メートルで、全て新規です。期間は、152番が6年、144番、146番、149番、150番が5年、他は10年です。29ページから30ページです。使用貸借の合計は5件、21筆、44,448平方メートルで、全て新規です。期間は、159番から161番が10年、162番が3年、163番が6年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第62号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は北上班長、小笠原委員、新屋敷委員の3名です。3月6日に現地調査及び市役所別館3階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時16分

（ _____ 委員、 _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時16分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第76号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）31ページをお願いいたします。議案第76号農地法第3条第

1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、32ページから39ページになります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いします。

報告委員（北上稔君）第3条の許可に関する報告をいたします。今月の3条申請は、所有権移転が17件、賃借権設定が21件、使用貸借による権利の設定が2件で、合計40件となっています。まず、所有権移転ですが、申請番号111番から117番までは、相手方要望による売買です。118番から35ページの127番までは、贈与です。譲渡人と譲受人の関係は、親と子又は祖母と孫の関係のほか、親戚や知人間での贈与になっています。36ページからは貸借です。申請番号76番から38ページの90番までと39ページの94番から96番までは、労力不足のため賃貸借をするものです。38ページの91番から93番までは、相手方要望です。このうち、92番と93番の借人は同一で、新規就農です。この会社はにんにくを買い受けて販売することを主な事業としていますが、会社として農業への参入を目指すとのことで、申請地にはにんにくを作付けする計画となっています。営農計画書をもとに聞き取り調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。39ページの97番と98番は、使用貸借です。97番は労力不足のため、98番は相手方要望のため貸借するものです。次に、これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転及び賃貸借権設定の申請に関する、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様のお審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第76号は許可することに

決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時21分

（ _____ 委員、 _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時21分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第77号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）40ページをお願いいたします。議案第77号十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、41ページから42ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。4番 小笠原 和男 委員、お願いします。

報告委員（小笠原和男君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。3月6日の午後、北上班長、新屋敷委員と私の3名で、別館3階会議室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は、申請番号23番から42ページの28番までの6件です。あっせん対象の6件は、労力不足又は相手方要望により売買するもので、申請地はすべて、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、農地の受け手は、認定農業者です。これらの申請地は、受け手の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった所有権移転の6件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を3月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）小笠原委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）事務局から補足説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）はい。ただいまの件について、補足説明いたします。42ページの29番は、出し手が農業者年金受給者であり、年金の影響を考慮して、基盤法での売買申請となったものです。また、申請地が農振農用地区域内農地でないことからあつせん基準に該当しないため、利用調整会議の対象にはしていません。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第77号は要請することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第78号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）43ページをお願いいたします。議案第78号十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があつたので、農業委員会の意見を求める件です。44ページから48ページです。今回から一括方式の様式となります。賃借権の合計は、9件、18筆、46,650平方メートルです。出し手から機構への期間は、9件、全て10年です。機構から受け手への期間は、49番から56番が10年、57番が3年です。49ページから50ページです。使用貸借の合計は、4件28筆、71,214.96平方メートルです。出し手から機構への期間は、4件、全て10年です。機構から受け手への期間は、4件、全て10年です。今回の協力金の対象はありません。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第78号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第79号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）51ページをお願いします。議案第79号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、52ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。14番 新屋敷 より子 委員、お願いします。

報告委員（新屋敷より子君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、4件です。申請番号61番の転用事由は、宅地分譲です。申請地を買い付けて、1区画分の宅地を造成して販売するものです。場所は、北里大学から南西方向に約270メートル先です。62番は、店舗建築及び駐車場の整備です。申請地にコンビニエンスストアを建築し、30台分の駐車場を整備する計画です。場所は、十和田工業高校から東に約570メートル先です。63番は、牛の繁殖施設の整備です。譲受人は全国規模で牛の繁殖事業を行っており、計画施設は市の畜産クラスター協議会の計画に位置付けられた事業です。場所は、高清水小学校から北西方向に1.3キロメートル先です。64番は、砂利採取です。農地を借り受け、許可日から1年間の期間で一時転用するものです。転用申請とあわせ、上北地域県民局に砂利採取法に基づく認可申請を行っています。場所は、下切田小学校から北西方向に約680メートル先です。次に農地区分ですが、申請番号61番は、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。62番と63番は、第1種農地に該当しますが、62番は休憩所に類する施設であること、63番は農業用施設に該当することから、それぞれ不許可の例外となります。64番は、農振農用地区域内農地ですが、期間1年以内の一時転用であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）新屋敷委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（米田一典君）はい、議長

議長（力石堅太郎君）はいどうぞ、米田委員

委員（米田一典君）確認のために聞きます。62番の店舗及び駐車場の整備であります。先ほど例外的に事業面積の2分の1までですということでの説明でした。すると、今、店舗はですね、なんぼの面積で3,017平米の面積、2分の1ですから、たぶん6,000よりあると思うんですが、その辺のところの説明をお願いします。

議長（力石堅太郎君）はい、係長

農地係長（越田守君）はい、申請番号62番に関するご質問ですが、まず、店舗面積で申し上げますと、コンビニエンスストアの店舗の部分と附属します物置、併せて建物2棟の予定となっております。その合計面積は211.58平方メートルとなります。

委員（米田一典君）いやいや、そうではなく今ある店舗面積、今現在の店が建ってる面積です。

議長（力石堅太郎君）暫時休憩します。

休憩 午後2時34分

（申請番号62番の転用許可申請の概要と第1種農地の不許可の例外規定について説明）

再開 午後2時47分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を開きます。

議長（力石堅太郎君）質問ございませんか。

委員（米田一典君）はい、もうひとつ。

議長（力石堅太郎君）はいどうぞ。

委員（米田一典君）ここにコンビニストアとかスタンドとか建てるということであり
ますので、被害防止のためですね、改良区あたりの農業用排水施設に対する災
害というか被害というかそういうものの対策は大丈夫ですか。

議長（力石堅太郎君）休憩します。

休憩 午後2時48分

（被害防止対策について書類を確認）

再開 午後2時48分

議長（力石堅太郎君）会議を開きます。

農地係長（越田守君）お答えいたします。まず、土地改良区の関係についてでありますけ
ども、この土地につきましては、平成20年に土地改良区において地区除外の申
請をしております土地改良区から抜けている土地でございます。また、あわせ
まして被害防除施設、策としまして、敷地内には新設の排水路及び集水桝を設け
まして雨水につきましては、その桝で処理する計画となっております。また、雑
排水等につきましては、付近の市の下水道に流して処理することにより汚水は発
生しない計画となっております。また、このほか、地面をアスファルト舗装等
を行います。すべて水を水路に流して処理することから付近への流出の被害は
発生しないと考えてございます。以上です。

議長（力石堅太郎君）いいですか。

委員（米田一典君）ありがとうございます。

議長（力石堅太郎君）そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許
可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第79号は許可相当とす
ることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第80号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）53ページをお願いいたします。議案第80号遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判定について。農地法の運用についての制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）に基づき、別紙のとおり非農地判定することの承認を求める件です。54ページです。先月の総会で再生利用が困難と思われる遊休農地について、非農地判定を行いました。その後、承諾書が届いた1件を判定するものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第80号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第81号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）55ページをお願いいたします。議案第81号令和2年度十和田市農業委員会事業計画について。このことについて、別紙のとおり令和2年度十和田市農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求める件です。56ページから58ページです。まず基本方針は、農業者の公的代表機関として、消費税10パーセント引き上げ、TPP協定、日米貿易協定など、農業を取り巻く情勢を的確に把握し、農業推進に向けた取り組みのために事業計画を定めま。次に事業計画は、変更箇所として、58ページ、7の（2）のうぎょうと農業委員会発行を今年の改選情報を掲載するため3回に増やしました。その他は、昨年と同様になっております。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第81号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第12回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時53分 —————